

マイナンバーカード 利用のご案内



1 マイナンバーカードの利用と取扱い

マイナンバーカードは、本人の顔写真付きＩＣカードであり、国が認めた公的な身分証明書として利用ができ、一般的な本人確認の手続きにおいても、本人確認書類として取り扱うことができます。

また、マイナンバー（個人番号）の提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ１枚で済む唯一のカードです。

マイナンバーカードのＩＣチップに搭載される電子証明書（取得は任意）を利用することで、行政手続のオンライン申請や、コンビニエンスストアで住民票の写しや印鑑登録証明書等の公的な証明書を取得できるほか、ご自宅のパソコンからインターネットを利用して地方税や国税の申告が行える「eLTAX」や「e-TAX」も利用（カードリーダーが必要）できます。

マイナンバーカードのおもて面は、マイナンバーカードの所有者が同意する場合には誰でもコピーすることが可能です。一方、裏面に記載されているマイナンバーについては、社会保障分野や税分野等におけるマイナンバーの提示が必要な場面で、マイナンバーの利用可能な手続き（国の行政機関や地方公共団体、健康保険組合、勤務先、金融機関など）に限り、コピーが許されていることにご留意ください。

◆ 顔認証マイナンバーカード

マイナンバーカードを健康保険証として利用したいが、暗証番号の設定や管理に不安がある場合に、暗証番号の設定を不要としたマイナンバーカードです。

顔認証による健康保険証としての利用はできますが、暗証番号が必要なサービス（マイナポータル、コンビニエンスストアでの証明発行等）の利用はできません。

顔認証によるマイナンバーカードへ設定を切替えたい場合は、マイナンバーカードをお持ちのうえ、市役所の窓口申請してください。

2 マイナンバーカードの管理と暗証番号の扱い

- ・マイナンバーカードは紛失、盗難等のないよう大切に取扱いしてください。
- ・マイナンバーカードに設定した暗証番号は他人に知られないように十分注意してください。（暗証番号記載表は、大切に保管してください。）
- ・暗証番号を忘れた場合、ご本人様が市役所又は支所の窓口でマイナンバーカードをご持参ください。本人確認を行ったうえで、再度設定する必要があります。
- ・署名用電子証明書の暗証番号を忘れた場合、全国のコンビニエンスストア等に設置されたキオスク端末で、当該暗証番号の初期化・再設定することができます。（※事前に専用アプリ【JPKI 暗証番号リセット】で事前予約が必要です。）

3 マイナンバーカードの有効期限

マイナンバーカードの有効期限は、カード発行日から起算します。更新の申請は、カードの表面に記載されている有効期間満了日の3カ月前の翌日から可能です。

	日 本 人	外 国 人	
		在留期間なし	在留期間あり
18歳以上	10回目の誕生日	10回目の誕生日	在留期間満了日（※）
18歳未満	5回目の誕生日	5回目の誕生日	

※在留資格の変更又は在留期間の更新により、在留期間に変更が生じた場合、最長10回目の誕生日（18歳未満の方は5回目の誕生日）まで、マイナンバーカードの有効期間を延長することができます。

マイナンバーカードの有効期限が切れる前に、新しい在留カードと一緒に市役所又は支所へお持ちください。詳しくは、「6 外国人住民の方が在留期間を更新した場合」をご覧ください。

4 引越や婚姻等に伴うマイナンバーカードの券面情報の変更

引越や婚姻等でマイナンバーカードの住所や氏名等が変更となった場合、転入届や婚姻届等の提出に併せて、マイナンバーカードを窓口にお持ちください。新たな住所や氏名等を追記欄に記載します。

なお、追記欄に記載するスペースが無い場合、マイナンバーカードの再発行が必要です。市役所の戸籍住民課の窓口では、職員が専用のタブレット端末を用いてカード用の顔写真を撮影し、オンラインによる申請のサポートを行うことができます。また、市役所以外で再発行の申請を行う場合は、6カ月以内に撮影した顔写真1枚をご用意ください（インターネットで申請する場合は不要）。再発行手数料は無料です。

5 他市で引き続きマイナンバーカードを継続して利用する場合

八千代市から転出（八千代市以外への引っ越し）しても、以下の条件を満たせば、転入先で引き続きマイナンバーカードを利用（継続利用）することができます。継続利用の条件を満たさない場合、カードが失効し、再発行（有料）が必要となります。

継続利用の条件

- ① 転出予定日から30日を経過しないうちに転入届を行っていること
- ② 転入をした日から14日以内に転入先市区町村に転入届を行っていること
- ③ 転入届を行った日から90日以内に転入先市区町村でカードの継続利用の手続きを行うこと
- ④ マイナンバーカードが有効期限内であり、かつICチップが破損していないこと



6 外国人住民の方が在留期間を更新した場合

在留期間に限りのある方が在留期間を更新した場合は、マイナンバーカードの有効期間を延長することを推奨します。本人からの申出に基づき、マイナンバーカードの有効期間の延長の手続きを行う場合は、在留期間を更新した後、市役所の窓口で新しい在留カードとマイナンバーカードをお持ちください。

また、在留期間満了日前に在留資格の変更や更新の手続きを行い、満了日までに許可が下りなかった場合は、許可が下りるまで、最長2カ月の仮延長手続きができます。その際、更新手続き中であることがわかる証明書等が必要となりますので、マイナンバーカードと併せてお持ちください。

※すでにマイナンバーカードの有効期間が満了している場合は、有効期間の延長ができませんので、再発行の手続きが必要です。(有料)

7 マイナンバーカードを紛失等の場合

- ① マイナンバーカードを無くした場合は、直ちに以下のいずれかの電話番号（紛失等の場合には24時間365日対応）に連絡し、マイナンバーカードの電子証明書等の機能の一時停止を行ってください。
- ② 自宅以外での紛失や盗難の場合は、最寄りの警察署に遺失・盗難届を行ってください。
- ③ 市役所又は支所の窓口で紛失の届出を行ってください。

◇ マイナンバー総合フリーダイヤル（無料） 0120-95-0178

◇ 個人番号カードコールセンター（有料） 0570-783-578

（繋がらない場合には、050-3818-1250（有料））

受付時間：平日 9:30～20:00

土日祝 9:30～17:30（※12月29日～1月3日除く）

マイナンバーカード機能の一時停止後にカードが見つかった場合、見つかったマイナンバーカードをお持ちのうえ、市役所又は支所の窓口で一時停止の解除を行ってください。

マイナンバーカードを紛失し再交付を希望する場合は、市役所又は支所の窓口で再交付の申請を行ってください。なお、自宅以外での紛失の場合は、警察署から出される受理番号が必要です。また著しく損傷したマイナンバーカードについては、窓口までお持ちください。

なお、再発行の際は、再発行手数料1,000円（電子証明書が不要の場合は800円）が必要です。

8 マイナンバーカードの返納について

マイナンバーカード（個人番号カード）は、個人の希望によりマイナンバーカードを利用しなくなった時、または使用できなくなった時に返納することが可能です。

※マイナンバーカードを返納しても、マイナポイントの返還の必要はありません。

※お亡くなりになられた方のマイナンバーカードは、返納の義務はありません。ただし、ご希望があればご遺族からの返納を承ります。

9 市役所や支所の窓口での証明書の交付について

市役所や支所の窓口で住民票や印鑑登録証明書の交付を申請する場合、マイナンバーカードをお持ちの方でも、通常どおり申請手続（申請書の記入や本人確認等）が必要です。また、本人による印鑑登録証明書の交付申請時、確認書類としてマイナンバーカードの提示を行なった場合、印鑑登録証は不要です。

10 マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスについて

八千代市では、利用者証明用電子証明書が搭載されているマイナンバーカードで、下記の各種証明書をコンビニエンスストア等で取得できます。

利用時は、店舗に設置されているマルチコピー機（キオスク端末）の画面の案内に沿って操作を行い、利用者証明用電子証明書の暗証番号の入力が必要となります。詳しくは別紙1「コンビニエンスストア等での証明書の取得方法」をご参照ください。

◎利用可能店舗（マルチコピー機が設置されている店舗に限られます）

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオンモール八千代緑が丘店等

◎取得できる証明書

種類	手数料	利用時間	注意事項
住民票の写し （世帯・個人）	300円	午前6時30分～午後11時 ※12月29日～1月3日除く	・除票は発行できません。 ・住民票コードは記載できません。
印鑑登録証明書	300円		・印鑑登録している方に限ります。
所得課税証明書 （直近5年分）	300円		・本人分に限ります。 ・1月1日に八千代市に住民登録があり、居住している方に限ります。
戸籍全部事項証明書 戸籍個人事項証明書	450円	(月)～(金) 午前8時30分～午後5時 ※祝日・12月29日～1月3日除く	・除籍、原戸籍などは発行できません。
戸籍の附票の写し	300円		・改製前の附票は発行できません。

※15歳未満の方はご利用いただけません。

※交付制限を行っている場合、コンビニ交付の利用はできません。

※本籍地が八千代市以外の方は、本籍地利用登録を行うことで戸籍関係の証明が取得できます。詳しくは本籍地の自治体へお問合せのうえ、別紙2「利用登録申請」をご参照ください。

※メンテナンス等の都合により、一時的に利用できない場合がありますので、HP等をご確認ください。

※マイナンバーカードの受取、更新・住所変更を行なった場合、1～2日後からご利用が可能です。

※利用者証明用電子証明書の暗証番号を連続して3回間違えるとロックが掛かります。ロックの解除等については、7ページ「電子証明書利用のご案内 2 暗証番号の変更等」をご参照ください。

11 マイナンバーカードの保険証利用について

一部の医療機関や薬局などで、マイナポータルやセブン銀行 ATM 等で健康保険証利用の申込を済ませたマイナンバーカードを健康保険証として利用ができるようになりました。

マイナンバーカードを健康保険証として利用すると、より良い医療を受けることができたり、窓口で限度額以上の支払いが不要となる等のメリットがあります。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、マイナポータル等から健康保険証の申込が必要です。登録方法は別紙3「マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みはセブン銀行ATMで！」をご参照ください。

※お手元の健康保険証は、令和6年12月2日に廃止され、マイナンバーカードに一本化されます。

12 その他

以上のほか、マイナンバーカードの利用に関する情報については、以下のサイトをご参照ください。

- ・総務省 マイナンバー制度と個人番号カード

http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/

- ・地方公共団体情報システム機構 個人番号カード総合サイト

<http://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>

マイナンバーカード申請時、顔認証マイナンバーカードを希望の他、電子証明書を不要として申請した場合には、電子証明書は搭載されません。

電子証明書 利用のご案内

I 電子証明書の利用

電子証明書は「署名用電子証明書」と「利用者証明用電子証明書」の2種類があります。

- ◆ 署名用電子証明書は、氏名・住所・生年月日・性別の4情報が記載されており、インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します。

暗証番号：6桁以上16桁以内の英数字。必ず英字と数字1つ以上の使用が必要（英字は大文字のみ）

利 用 例：e-Tax 等の税の電子申請など

- ◆ 利用者証明用電子証明書は、インターネットサイトやコンビニエンスストア等の端末等にログインする際に利用します。

暗証番号：4桁の数字

利 用 例：マイナポータルへのログイン、
コンビニエンスストア等における証明書発行サービス、
マイナンバーカードの健康保険証としての利用など
※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。

電子証明書を自宅等のパソコンから利用する場合は、以下の準備が必要です。

- ① 動作確認済みとして掲載されているICカードリーダーを用意し、パソコンに接続します。
- ② パソコンに「利用者クライアントソフト」及びICカードリーダーのドライバをインストールします。

利用者クライアントソフト及び動作確認済みのICカードリーダーは、以下のサイトでご確認ください。利用者クライアントソフトは無料でダウンロードできます。

公的個人認証サービスポータルサイト <http://www.jpki.go.jp/>

住民基本台帳カードでご利用されていたICカードリーダーをお持ちの方は、マイナンバーカードにも対応しているか、必ずメーカーへご確認ください。マイナンバーカードに対応していない場合は、ご利用できません。

2 暗証番号の変更等

暗証番号は連続して誤るとロックが掛かり、電子証明書が利用できなくなりますのでご注意ください。

署名用電子証明書	・・・連続して5回	} 間違えるとロックが掛かります。
利用者証明用電子証明書	・・・連続して3回	

ロックの解除や暗証番号の変更等は、ご本人が市役所又は支所の窓口申請する必要があります。

なお、事情によりやむを得ず代理人がお越しになる場合は、当日の変更等はできません。市役所から照会書兼回答書をご本人宛に送付しますので、後日、以下の書類をご持参のうえ手続きを行ってください。

- ◇必要な持ち物

 - ・ご本人のマイナンバーカード
 - ・代理人の本人確認書類
 - ・照会書兼回答書

電子証明書は、マイナンバーカードをICカードリーダーライターにセットし、予め設定した暗証番号を入力することで利用できます。暗証番号は、上記「利用者クライアントソフト」を利用して定期的に変更することをお勧めします。その際、生年月日などの他人に推測されやすいものは避けてください。

3 署名用電子証明書の引越等に伴う失効

署名用電子証明書は、引越や婚姻等により、氏名・住所等に変更が生じた場合、自動的に失効します。

引き続き署名用電子証明書を利用する場合は、ご本人が発行の手続きを行ってください。

なお、事情によりやむを得ず代理人がお越しになる場合は、当日の更新はできません。市役所から照会書兼回答書をご本人宛に送付しますので、後日、以下の書類をご持参のうえ手続きを行ってください。

- ◇必要な持ち物

 - ・ご本人のマイナンバーカード
 - ・代理人の本人確認書類
 - ・照会書兼回答書

※利用者証明用電子証明書は、引越や婚姻等によっても自動的に失効しません。

4 電子証明書の有効期限と更新

マイナンバーカードの有効期限が満了した場合は、電子証明書は失効します。

署名用電子証明書は、電子的な実印に相当するため、原則として15歳未満は発行しません。

外国人の方は、在留資格、在留期間によって、電子証明書の有効期限が異なります。

有効期限は以下のとおりとなります。

	日本人 外国人（在留期限なし）		外国人（在留期限あり）	
	署名用 電子証明書	利用者証明用 電子証明書	署名用 電子証明書	利用者証明用 電子証明書
15歳以上	<u>5回目の誕生日</u>		在留期間満了日	在留期間満了日
15歳未満	なし	<u>5回目の誕生日</u>	なし	

電子証明書の更新手続きは、有効期限の3か月前の翌日から窓口で行うことができます。（交付時に設定した暗証番号の入力が必要です。）

※電子証明書の有効期限が過ぎた場合でも、マイナンバーカードの有効期限内は引き続き本人確認書類として利用できます。

※電子証明書は有効期限を過ぎた後でも、マイナンバーカードの有効期限内であれば無料で再発行することができます。

※更新後のコンビニ交付の利用は、1～2 日後から可能です。

5 その他

以上のほか、電子証明書の利用に関する情報については、公的個人認証サービスポータルサイトをご参照ください。

◇公的個人認証サービスポータルサイト <http://www.jpki.go.jp/>

◇マイナンバーカードコールセンター 0120-95-0178 (総合フリーダイヤル)
0570-783-578 (ナビダイヤル)
050-3818-1250 (ナビダイヤル以外)

受付時間 : 平日 9:30～20:00
土日祝 9:30～17:30
(年末年始 12月29日～1月3日を除く)

◇e-TAX・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901（全国共通ナビダイヤル）
受付時間：月曜日～金曜日 9時～17時（祝日等及び12月29日～1月3日を除く）

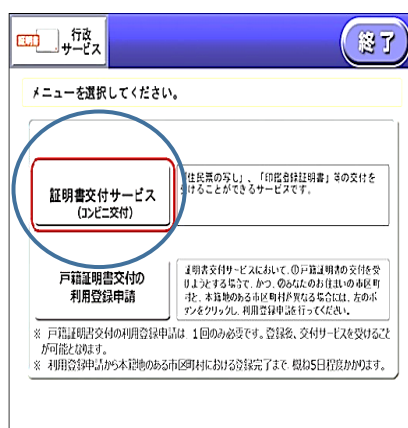
コンビニエンスストア等での証明書の取得方法

1.店舗に設置されているキオスク端末(マルチコピー機)の画面に表示されている「行政サービス」ボタンを選択します。

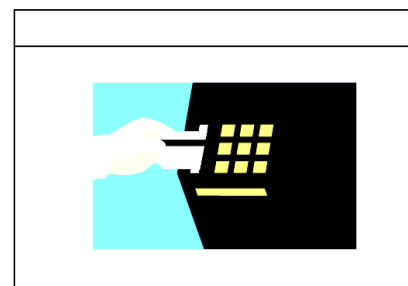


2.ご利用上の同意事項が表示されますので、「同意する」を選択して進むと、各種証明書を取得することができます。

3.「証明書交付サービス」を選択します。



4.端末の所定の場所にあるカード置き場に、マイナンバーカードを置きます。



5.「お住まいの市区町村の証明書」を選択します。

証明書交付サービス

必要な証明書を選擇して「確定する」ボタンを押してください。

お住まいの市区町村の証明書

他市区町村の証明書(お住まいの市区町村以外の証明書)

住所他と本籍地が異なる方が「戸籍証明書」(戸籍の附票の写し)を必要とされる場合に選択してください。

日本語
English
한국어
中文(简体)
中文(繁體)
Español
Português

終了する 確定する

6.カード交付時に設定した利用者証明用の暗証番号(4桁)を入力

証明書交付サービス

暗証番号を入力してください。

暗証番号

1 2 3
4 5 6
7 8 9
訂正 0

終了する 前画面へ

7.マイナンバーカードを取り外します。(以降カードは使いません)

証明書交付サービス

カードを取り外すと、次の画面に進みます。

日本語
English
한국어
中文(简体)
中文(繁體)
Español
Português

中止する

8.お取りになりたい証明書を選択します。

証明書交付サービス

必要な証明書を選擇して「確定する」ボタンを押してください。

住民票の写し
印鑑登録証明書
各種税証明書
戸籍証明書
戸籍の附票の写し

終了する 確定する

9.証明書の交付種別を選択します。

証明書交付サービス

交付種別を選擇して「確定する」ボタンを押してください。

本人のみ
世帯全員
世帯の一部

終了する 確定する

10.証明書に記載する項目の有無を選択します。

証明書交付サービス

証明書の記載項目を選擇して「確定する」ボタンを押してください。

世帯主・統括の記載 有 無
本籍地・筆頭者の記載 有 無
個人番号の記載 有 無

終了する 前画面へ 確定する

11.証明書の必要部数を入力します。

証明書交付サービス

必要な部数を入力し、「確定する」ボタンを押してください。

部数

1 (最大 10 部)

1 2 3
4 5 6
7 8 9
訂正 0

終了する 前画面へ 確定する

12.入力した内容の最終確認を行い、「確定する」を選択します。

証明書交付サービス

発行内容を確認して「確定する」ボタンを押してください。訂正を行う場合は「前画面へ」ボタンを押してください。

世帯主・統括の記載	無	本籍地・筆頭者の記載	無	個人番号の記載	無
証明書種類	住民票の写し	必要部数	2部	手数料	600円
山田 太郎		証明書の必要部数			

終了する 前画面へ 確定する

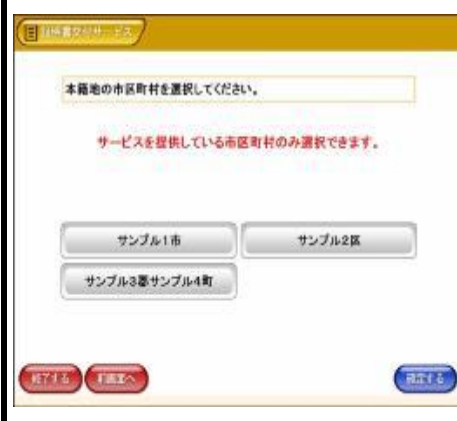
13.

- ・ 交付手数料を投入口に入金します。
- ・ 証明書が印刷されますので、印刷終了後、お取りください。
- ・ 領収書が出ますので、お取りください。

本籍地の戸籍証明書申請方法

※本籍地の市区町村と住所地の市区町村が異なる方は、戸籍証明書の取得には事前に本籍地への利用登録申請が必要です。

<キオスク端末による申請の場合>

1.キオスク端末(マルチコピー機)の画面に表示されている「行政サービス」ボタンを選択します。 ご利用上の同意事項が表示されますので、「同意する」を選択します。	2.「戸籍証明書交付の利用登録申請」を選択します。 	3.本籍地の地域選択 
4.本籍地の都道府県選択 	5.本籍地の市区町村選択 	6.本籍地の市区町村選択-2 
7.本籍入力 	8.戸籍の筆頭者入力 	9.電話番号入力 

10.生年月日入力

生年月日を入力してください。

生年月日(西暦2桁・月2桁・日2桁) 有効期限(西暦4桁) セキュリティコード(4桁)

010331 2025 1234

生年月日欄には和暦の年2桁、月2桁、日2桁を入力(例:010331)

戻る 進む

11.有効期限入力

有効期限を入力してください。

生年月日(西暦2桁・月2桁・日2桁) 有効期限(西暦4桁) セキュリティコード(4桁)

010331 2025 1234

有効期限欄にはここに記載されている西暦4桁を入力(例:2025)

戻る 進む

12.セキュリティコード入力

セキュリティコードを入力してください。

生年月日(西暦2桁・月2桁・日2桁) 有効期限(西暦4桁) セキュリティコード(4桁)

010331 2025 1234

セキュリティコード欄にはここに記載されている4桁を入力(例:1234)

戻る 進む

13.カードセット

カードをセットして、しばらくお待ちください。

中止

14.暗証番号入力

カードをセットしたまま、暗証番号(4桁)を入力してください。

※ 暗証番号は、個人番号カード交付時等に設定された公的個人認証サービスの利用者証明用電子証明書の暗証番号です。

暗証番号

1 2 3
4 5 6
7 8 9
0

戻る 進む

15.カード取り外し

カードを取り外すと、次の画面に進みます。

中止

16.申請内容確認

申請内容を確認して「確定する」ボタンを押してください。

申請情報

住所 サンプル市サンプル区サンプル町1-2-3 456-7-8
氏名 山田 太郎
生年月日 昭和35年10月10日
性別 男

申請場所

本館 サンプル市サンプル区サンプル町1-2-3 456-7-8
戸籍謄本請求 1日 1部
戸籍改訂請求 1部(1部1部)

戻る 進む

17.申請番号表示

本館地の市区町村に申請しました。

申請番号は「4799-9629-1375-1719」です。

※ 申請番号は、登録状況を確認する際に必要となります。この画面以降、申請番号は表示されませんので、必ず申請番号をお控えください。なお、申請番号の印刷も可能です(有料10円)。申請番号の印刷が不要の場合は終了するボタンを押してください。

登録状況確認サイトURL: <https://ks.lg-waps.jp/ksqr/9/guk>

サンプル市サンプル区サンプル町から次のメッセージを受信しました。

本日から5営業日後に申請手続きが完了します。申請が受理されましたらコンビニエンスストアで戸籍証明書及び戸籍の附票の手続きを交付できるようになります。

戻る 進む

18.申請番号印刷 (任意)

証明書交付サービス
本館地証明書申請情報

本館地証明書の利用登録申請、ありがとうございます。以下に記載する内容で、本館地証明書の申請が完了しています。

申請番号 「1234-5678-9012-3456」

※ 登録状況確認サイトにアクセスし、上記申請番号を入力することで、本館地での利用登録完了を確認いただけます。
登録状況確認サイトURL: <https://ks.lg-waps.jp/ksqr/9/guk>

申請日時	2024年10月04日 10時15分
申請先 (本館地の市区町村名)	☐ 本館 ☒ 市
本館地の市区町村からのメッセージ	本日から5営業日後に申請手続きが完了します。申請が受理されましたらコンビニエンスストアで戸籍証明書及び戸籍の附票の手続きを交付できるようになります。
店舗情報	ABCコンビニエンスストア 〒123-4567 東京都品川区1-2-3
電話連絡	123-45678901-2345678901-234567890123

以上

利用登録状況を確認する。(左側 インターネット端末による申請の場合。右側 インターネットキオスク端末の場合)

証明書の交付サービス
戸籍証明書の交付
利用登録申請サイト

利用登録申請 > 申請1 > 申請2 > 申請3 > 申請4 > 申請完了

利用登録申請が完了しました。

申請番号は「1355-5000-0000-0272」です。

※ 申請番号は、以下の登録状況確認サイトにおいて、登録状況を確認する際に必要となります。この画面以降、申請番号は表示されませんので、必ず申請番号をお控えください。なお、申請番号の印刷も可能です(有料10円)。申請番号の印刷が不要の場合は終了するボタンを押してください。

登録状況確認サイト: <https://ks.lg-waps.jp/ksqr/9/guk>

東京都サンプル市サンプル町から次のメッセージを受信しました。

申請を受け付けました。審査完了まで5営業日ほどかかります。申請後にお気付きの点等ございましたら、お手数ですが、市区町村窓口(電話番号: ****-****-****)までご連絡ください。

戻る 進む

証明書の交付サービス
本館地の市区町村に申請しました。

申請番号は「1355-5000-0000-0272」です。

※ 申請番号は、以下の登録状況確認サイトにおいて、登録状況を確認する際に必要となります。この画面以降、申請番号は表示されませんので、必ず申請番号をお控えください。なお、申請番号の印刷も可能です(有料10円)。申請番号の印刷が不要の場合は終了するボタンを押してください。

登録状況確認サイトURL: <https://ks.lg-waps.jp/ksqr/9/guk>

東京都サンプル市サンプル町から次のメッセージを受信しました。

申請を受け付けました。審査完了まで5営業日ほどかかります。申請後にお気付きの点等ございましたら、お手数ですが、市区町村窓口(電話番号: ****-****-****)までご連絡ください。

戻る 進む

<インターネット端末による申請の場合>

ICカードリーダを装備したパソコンからインターネット経由で利用登録申請を行うことができます。

1. 戸籍証明書交付の利用登録申請サイトから行います。

トップ画面の「次へ」を選択します。

証明書交付サービス(コンビニ交付)
戸籍証明書交付の
利用登録申請サイト

戸籍利用登録申請トップ

本サイトは、本籍地の市区町村と住所地の市区町村が異なる方が、コンビニ交付サービスを利用して戸籍に関する証明書の取得を行う(※1)ための準備作業として、本籍地の市区町村に利用登録申請を行うことを目的としています。

戸籍に関する証明書をコンビニ交付サービスで取得するために

本籍地の市区町村と住所地の市区町村が異なる方が、戸籍に関する証明書をコンビニ交付サービスで取得するためには、次の3つが必要です。

1. 本籍地の市区町村が当該サービスに対応していること
本籍地の市区町村が当該サービスに対応しているか、以下のサイトよりご確認ください。
[コンビニ交付が利用できる市区町村\(コンビニ交付ポータルサイト\)](#)
2. マイナンバーカードを取得済みであること
マイナンバーカードの交付申請を行い、市区町村窓口で交付を受けてください。
[マイナンバーカードの取得方法](#)
3. 本籍地の市区町村に戸籍に関する証明書の利用登録済みであること(1回のみ)
本籍地の市区町村に利用登録申請を行い、登録を行います。
インターネット申請受付サイト(※2)又は利用登録申請が可能なコンビニ等店舗(※3)のいずれかから、1回利用登録申請を行うことで、それ以降、コンビニ交付サービスを利用して戸籍に関する証明書を取得できるようになります。

※1 本籍地の市区町村が住所地の市区町村と異なる場合は、住所地の市区町村が戸籍に関する証明書の交付を実施していれば、本サイトでの利用登録申請を行わずに証明書を取得することができます。

※2 本籍地の市区町村への利用登録申請が完了しているコンビニ等店舗のキオスク端末であれば、インターネットでの申請(※2)と同様に利用登録申請が可能です。ご希望のコンビニ(※2)に「カードリーダー」が備わっている場合は、こちらをお使いください。
[コンビニ交付が利用できる店舗情報\(コンビニ交付ポータルサイト\)](#)

次へ

2. 「本籍地への利用登録申請画面を開く」を選択します。

証明書交付サービス(コンビニ交付)
戸籍証明書交付の
利用登録申請サイト

戸籍利用登録申請トップ

戸籍に関する証明書取得のための3つのステップ

1. 本籍地への利用登録申請(1回のみ)
本籍地の市区町村へ戸籍証明書交付の利用登録申請を行います。カードリーダーが装備されたパソコンからインターネット経由で申請する場合は、こちらから申請をおこないます。
▶ 本籍地への利用登録申請画面を開く
2. 利用登録状況確認
利用登録申請完了時に画面に表示された申請番号を入力し、利用登録申請状況の確認を行うことができます。
▶ 利用登録状況確認画面を開く
3. 本籍地の戸籍証明書の取得
利用登録申請が完了したら、お近くのコンビニ等店舗のキオスク端末(マルチコピー機)にて、戸籍証明書(全部事項証明書、個人事項証明書)又は戸籍の附票のなしの取得が可能です。
[コンビニ交付が利用できる店舗情報\(コンビニ交付ポータルサイト\)](#)

利用申込受付中!

マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できます!

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。

利用できる医療機関・薬局については、ステッカーやポスターが目印です。裏面をご覧ください。

デジタル庁  総務省  厚生労働省

令和4年7月改訂



医療機関や薬局の受付で
マイナンバーカードを
顔認証付きカードリーダーに
置いて本人確認!

カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真は機器に保存されません。



どんないいことがあるの?

より良い医療が
可能に!

本人が同意をすれば、
初めての医療機関等でも、
特定健診情報や今までに使った
薬剤情報が医師等と共有できる!



自身の健康管理に
役立つ!

マイナポータルで
自身の特定健診情報や
薬剤情報・医療費通知情報が
閲覧できる!



オンラインで医療費控除が
より簡単に!

マイナポータルを通じた
医療費通知情報の自動入力で、
確定申告の医療費控除が
よりカンタンに!



手続きなしで限度額を超える
一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても
高額療養費制度における
限度額を超える支払が免除される!



健康保険証として
ずっと使える!

就職・転職・引越をしても
健康保険証としてずっと使える!
医療保険者が変わる場合は、
加入の届出が引き続き必要です。



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

ウラ面も見てね!



利用には申込が必要です

申込はカンタン！

●スマートフォンからマイナポータルで申込



☑ まずは必要なものをチェック！

- ① 申込者本人のマイナンバーカード
+ あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号（数字4桁）
- ② マイナンバーカード読取対応のスマホ（又はPC+ICカードリーダー）
- ③ アプリ「マイナポータル」のインストール

iPhone



Android



STEP1

- 「マイナポータル」を起動する。

STEP2

- 「健康保険証利用申込」をタップする(押す)。

STEP3

- 利用規約等を確認して、同意する。
※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。

STEP4

- マイナンバーカードを読み取る。
数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを押します。

申込完了!!

医療機関・薬局の
顔認証付きカードリーダー
でも申込できるよ



ここをタップ(押す)!

●セブン銀行ATMでも申込できる！

マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん



今後のスケジュールは？

●現在

- 医療機関・薬局などで、マイナンバーカードの健康保険証利用が可能に

※利用できる医療機関・薬局は右のステッカーやポスターが目印です。また、厚生労働省ホームページでも案内しています。

- マイナポータルで、特定健診情報、薬剤情報の閲覧が可能に

※特定健診情報は2020年度以降に実施したものから5年分（直近5回分）の情報が閲覧できるようになりました。

※薬剤情報は2021年9月に診療したものから3年分の情報が閲覧できるようになりました。

- マイナポータルで、医療費通知情報の閲覧が可能に

- 確定申告における医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費通知情報を自動入力することが可能に

※2021年9月分以降の医療費通知情報が自動入力できるようになりました。



ステッカー



ポスター



厚生労働省
ホームページ

●2023年1月から電子処方箋が運用開始予定

- マイナポータルでリアルタイムに処方や調剤された薬剤の情報閲覧が可能に

申込方法は
特設ページでも
確認できます！



https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html



マイナンバー総合
フリーダイヤル

健康保険証利用申込のお問い合わせ

0120-95-0178

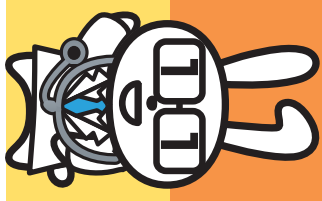
音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～20時00分

土日祝：9時30分～17時30分

マイナンバーカードの健康保険証利用の



申込みはセブン銀行ATMで！



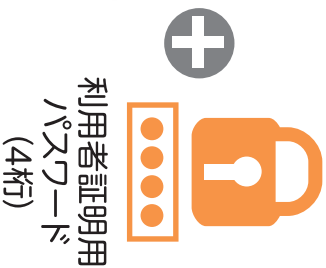
- お持ちのスマートフォンがマイナポータルアプリ（申込みに必要な専用アプリ）に対応していない方
- スマートフォンをお持ちでない方、スマートフォン操作に自信がない方

セブン銀行ATMでの申込みは簡単でオススメ！

ATMでの申込みに必要なもの



マイナンバーカード



利用者証明用
パスワード
(4桁)

ATMの操作に
健康保険証は
不要です。

※マイナポータルおよびセブン銀行ATMでは、顔認証マイナンバーカードなど利用者証明用パスワードをご利用できないカードでは申込みできません。医療機関等の顔認証付きカードリーダーをご利用ください。

対応している医療機関・薬局

このステッカー・ポスターが
貼ってある医療機関・薬局で
使えるようになります

※利用できる医療機関・薬局等については、厚生労働省のホームページで公開しています。



ATMでの健康保険証利用の申込みにについて

くわしくはこちら



健康保険証利用の
申込みのお問合せ



マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

デジタル庁



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare



セブン銀行

2024年2月現在

セブン銀行ATM

マイナンバーカードの健康保険証利用の申込方法

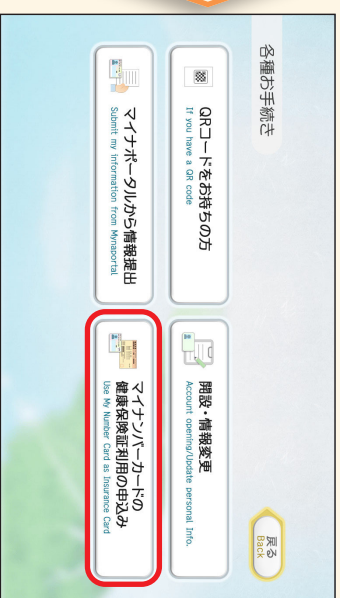


1 「各種お手続き」を選択

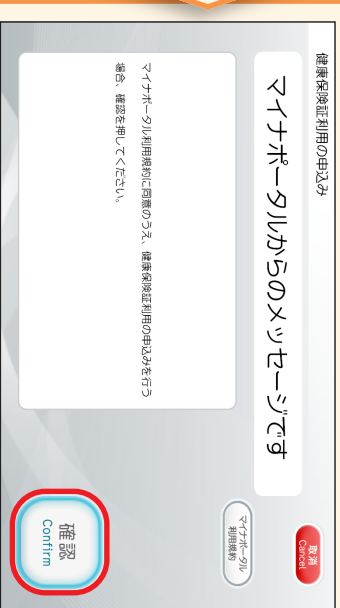
※ATMの種類によってボタン名が「マイナンバーカードでの手続き」場合があります



2 「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み」を選択



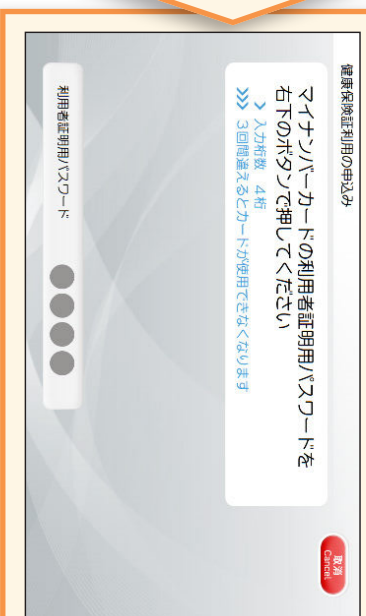
3 利用規約に同意のうえ「確認」を押下



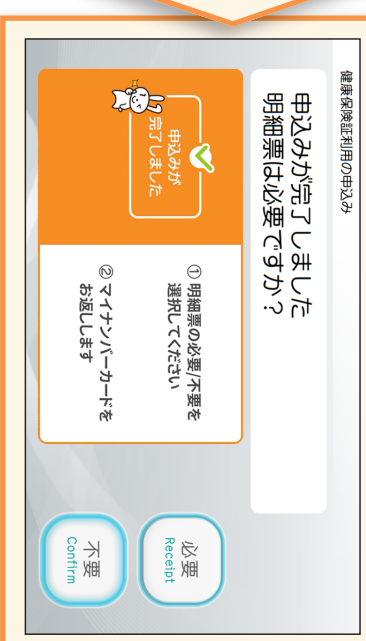
4 マイナンバーカードを挿入



5 利用者証明用パスワード(4桁)を入力



6 申込完了



マイナンバーカードを持ってATMへ!

※ATMの操作に健康保険証は不要です。

1分で 申込完了!

